

「盛岡市産学官連携研究センターのオープンにあたって」

盛岡市産学官連携研究センター長
(岩手大学工学部情報システム工学科 教授)
千葉 則茂



当センターの概要

当施設(略称は「コラボ MIU」)は、盛岡市が岩手大学工学部キャンパス内に設置したビジネスインキュベーション施設で、この8月1日にオープンしました。管理運営は指定管理者として岩手大学が行っており、岩手大学地域連携推進センターとは密に連携して産学官連携活動、特に岩手大学との共同研究により新事業を起こそうとする企業と、本学の研究成果に基づき起業しようとする企業に活用していただき、新たな産業創出と技術開発の支援にあたっております。施設の詳細と入居募集についてはこちらをご覧ください。

<http://www.city.morioka.iwate.jp/07sangyo/syoko/syoukou/rabo3.html>

卒業生の地元定着率の低さ

岩手県では人口減少と、進学や就職での若者の県外流出が続いていることはよくご存じのことかと思えます。岩手大学の学生は、岩手県出身者が40%を占め、地元志向が強い傾向にありながら、工学部の卒業生の地元定着率は20%程度です。このままでは次世代の入学生の減少が必至であり、大学の存続も地域経済も危ういと思われれます。一方、大都市圏では人材確保が困難になっており、本県のような人材供給県へ事業所を設置し地元採用を推進しようという企業が増えてきております。

若者の地元定着率向上に向けて

このような中で、当センターは、企業誘致を含めた雇用拡大に貢献し、活力ある地域づくりの一端を担うものです。入居企業にとっては、共同研究により学生と接することも多くなり、企業の魅力を直接訴える良いチャンスでもあります。また、入居企業や共同研究企業の会社説明会も開催し、学生の地元定着率を向上させるための直接的な活動も行っていきたくと考えております。

盛岡広域地域においては、企業立地促進法に向けた産業活性化協議会が設置され、ITやシステムを中心とした産業集積を行う計画であり、当センターでも岩手大学の協力の下に種々の事業を実施していきたくと考えております。

最後に、当センターの入居企業である株式会社アイカムス・ラボ様が、先頃開催された「全国大学発ベンチャー北海道フォーラム・ビジネスモデルコンテスト」において、『モノ作り大賞』を受賞されましたことをお知らせして、企業の皆様にはぜひとも当センターをご活用頂けますようお願い申し上げます。

第33回中小企業団体岩手県大会開催

第33回中小企業団体岩手県大会が、去る9月26日盛岡市内のホテル東日本において岩手県知事並びに県議会議長をはじめ、関係機関から来賓多数ご臨席のもと、県下の組合代表者等総勢200余名が参加し盛大に開催された。

大会は6つのスローガン「中小企業対策予算の大幅拡充」、「中小企業関連税制の改革」、「過度な規制緩和の見直し」、「地域振興とまちづくりの推進」、「官公需の一層の地元優先発注」、「中小企業に配慮した労働対策の実施」を掲げ、岩手県知事からの岩手県商工業表彰を、また、本会会長より大会表彰として優良組合、組合功労者、優良青年部の表彰を行った。その後、議案審議に入り、全議案を満場一致により採択し、岩手県中小企業青年中央会会長佐藤 康氏による大会宣言がなされた。

また、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手県商店街振興組合連合会及び本会の4団体による中小企業活力強化・地域経済活性化に関する特別決議も併せて決議された。なお、一般議案及び特別議案の概要は以下の通りで、国及び県等の関係機関に対しそれぞれ陳情要望を行うこととした。



【提出議案】

『国に対する要望事項』

1. 中小企業対策、中小企業連携組織対策

- (1) 国は、中小企業の経営革新や地域資源を活用した事業をはじめ、中小企業を積極的に支援していくための諸施策を大幅に拡充・強化すべきである。加えて、施策の活用を促し実効を挙げていくためには、中小企業組合等の連携組織を通じた支援が重要であり、この連携組織を支援・指導する中小企業団体中央会の事業費及び指導体制の維持に係る予算措置が確実に実行されるよう、国から各都道府県に対して強く働きかけること。
- (2) 全国中央会を窓口とした組合等への補助金については、組合等に対する支援のスピードアップやサービスの質向上を踏まえ、各都道府県中央会を窓口とする取扱いに戻すこと。

2. 社会保障制度改革

収益とは無関係に企業に負担を課し、企業活力や雇用面で大きな影響を与える、パートタイム労働者等短時間労働者への厚生年金の適用拡大は絶対に行わないこと。

3. 労働対策

(1) 人材確保について

今後の少子高齢化の影響で労働力の減少が予想される中、中小企業が若年、高齢者や女性、障害者等の雇用を積極的に活用推進するため一層強力な支援策を行うこと。特に、女性労働力の活用促進策の一環として、「託児所」設置への助成等を強化拡充すること。また、中小企業の現場における繁忙期等の人員確保を円滑に行えるよう、パートタイム労働者に対する所得税・住民税の非課税限度額及び社会保険の適用年収水準を大幅に引き上げること。

「団塊の世代」の大量退職に鑑み、中小企業が経営戦力として活用できるようなシステムづくり、中高年齢者の「求人情報」と「求職情報」をスムーズにマッチングできる支援策を講ずること。

(2) 人材育成について

中小企業の従業員や後継者の継続的なキャリア形成を体系的に支援するため、能力開発・教育訓練システムを整備・充実するなど、中小企業に対する人材育成支援を抜本的に強化すること。また、中小企業が中小企業組合等を活用して実施する従業員等の共同教育訓練に対する支援を拡充・強化すること。

(3) 労働契約法制及び労働時間法制度について

労働契約法制化と労働時間法制度の見直しにあたっては、中小企業の経営・雇用管理等に重大な影響を及ぼすものであることから、その実態を踏まえ、統一的・画一的なルールで拘束することにならないよう、再度検討すること。

(4) 最低賃金制度の見直しについて

現在の産業別最低賃金から地域別最低賃金への見直しに合わせて、全国一律に最賃の底上げの動きが出ているが、これは依然として厳しい地域の経済事情を無視したものであり、絶対行わないこと。地域別最低賃金はあくまで、各地の中小企業の経営実態を反映したものとすること。

4. 金融対策

(1) 信用補完制度について

本年10月に導入される「保証協会と金融機関との責任共有制度」については、中小企業への貸出姿勢や利便性等に悪影響が生じないよう万全の措置を講ずること。

(2) 中小企業高度化事業について

金利負担の軽減や各種要件緩和等、環境変化に対応した改善・見直しを行うとともに、借入手続きの一層の簡素化も併せて実施すること。

5. 官公需対策

国及び地方公共団体は官公需法に基づき、中小企業者や官公需適格組合への発注の増大に努めること。

また、公共工事及び公共投資関連予算が削減される中、ここ数年中小企業は受注の減少とダンピング受注により厳しい経営状況に置かれている。ダンピング受注は中小企業経営を危機に陥れ、加えて公共工事の適正な施工の確保を損なうものであり、最低制限価格制度を早急に導入すること。

6. 環境・資源・安全対策

(1) 環境対策を円滑に推進するためには、中小組合等が実施するゼロエミッション事業への支援強化等が重要であり、国及び地方公共団体は設備の導入・技術開発等に対して、予算・金融・税制を始めとする各種支援策を充実・強化すること。

(2) 国及び地方公共団体は産廃等の最終処分場の建設を促進し、中小企業組合等が共同で産廃等を処理するための設備導入等に対する支援及び廃棄物の収集運搬に係る許可制度や手続きの簡素化等をより一層推進すること。

(3) 食品加工業者は、食品衛生法改正による企業責務の強化やポジティブリスト制度に対応するためのシステム構築等に多大な負担を強いられ、その対応について支援すること。

7. 中小物流業支援

(1) 中小運輸業の健全で安定した経営を可能とするため、原油価格の高騰に対応した燃料に係る税率を見直すとともに、高速道路料金の引き下げ等の対策を講ずること。

(2) 卸売業団地等の組合員の倒産・廃業等によって生じた跡地について、組合員の円滑な入れ替え等ができるようにするため、組合が一時的に買い取る場合の借入金に係る支援措置と共に土地取得に伴う登録免許税や不動産取得税、固定資産税等の大幅な軽減策を講ずること。

(3) タクシー業界では、平成14年の改正道路運送法の施行以来、新規参入が相次ぎ競争が激化している。短距離の初乗り運賃の低料金化等が進展し、厳しい経営を強いられており、過度な規制緩和の見直しを行うこと。

8. 中心市街地、商店街活性化対策

(1) 都市計画法の改正により店舗面積が1万㎡を超える大型店の立地が規制されたが、同法の規制を受けない面積1万㎡未満の店舗の出店により競争が激化していることから、地方の実態に合わせて規制対象面積を更に引き下げること。

(2) 「大規模小売店舗と一体として併設されているサービス施設の必要駐車台数」及び「大型店設置事業者の責務」については、大規模小売店舗法指針が改定され、新たなガイドラインが示されているが、「サービス施設の面積を基準とした必要駐車台数の算出から営業時間・座席数を加味した基準再改正」への働きかけや「大型店と地域住民等との連携による地域コミュニティ構築を推進する枠組みの整備」を行うこと。

(3) 改正まちづくり3法を活用し、コンパクトで賑わいのあるまちづくりへの取り組みを推進するため、中心市街地活性化協議会の円滑な設立・運営を図るための支援策について万全を期すること。

また、商店街の多様な社会的機能を有効に活用する観点から、商店街環境整備事業、新たな就業機会創出や少子高齢化等の対応事業に取り組む商店街振興組合等に対する支援策を拡充・強化すること。

9. 新連携、ものづくり中小企業への効果的支援対策

(1) 新連携支援等では、中小企業基盤整備機構の各支部に設置されている「新連携支援地域戦略会議事務局」が支援活動を行っているが、遠隔地にある中小企業者への効果的な対応を行うこと。

(2) ものづくりの現場を支えてきた団塊の世代が

一斉に引退を迎える中で、中小企業が今後もものづくりの優位性を維持するため、技術・技能を世代間、産業間で継承していくための教育・人材育成を社会システムとして整備していくとともに、中小企業組合等を活用した共同教育訓練への支援策を充実すること。

10. 外国人研修生制度

外国人研修生制度については、現在関係省庁により見直しが行われている。この中で、管理体制の確立を基本とした現制度を維持する方向での見直しを中心とする経済産業省案のとおり、中小企業においても利用可能な制度とすること。また、技能実習生の厚生年金の加入については、年金制度になじむものでないため、全額免除とすること。

11. 中小企業関係税制対策

中小企業の積極的な事業展開を促進するために税制の改正が不可欠であることから、次の措置をとること。

- (1) 税法における中小法人の定義を中小企業基本法に倣い資本金等3億円以下とすること。
- (2) 中小法人に対する軽減税率(現行22%)の引下げ及び適用所得範囲(現行800万円まで)の引上げを行うこと。
- (3) 中小企業に配慮した特別措置(国税の特別措置、地方税の特例措置)は継続延長すること。
- (4) 消費税の税率の引上げは行わないこと。
- (5) 環境税の創設(ガソリン1.5円などを想定)は行わないこと。
- (6) 法人事業税の外形標準課税については、中小法人(資本金等1億円以下)への課税対象の拡大は行わないこと。
- (7) 法人税法施行令第133条に定める少額の減価償却資産の損金算入(現行10万円)について、その金額を30万円に引上げを行うこと。
- (8) 中小法人(資本金等1億円以下)の交際費の損金算入限度額(年間400万円までの支出額の90%)の引上げを行うこと。
- (9) 法人税基本通達2-1-39について、特に地方の商店街振興の観点から、特例として、地方の中小企業を対象を限定した上で、ポイントカード、商品券等に係る未引換分の収益計上時期規定の廃止若しくは延長等、同通達の見直しを

行うこと。

- (10) 固定資産税の負担軽減措置の強化を行うこと。
- (11) 事業承継税制について
事業用資産は、企業が継続的に活動していくための必要最低限の基盤であり、一般の財産とは性格を異にするものである。従って、現行の相続税の課税制度を見直し、事業用資産については、事業を継続することを前提として非課税若しくは軽減措置を行うこと。
- (12) 消費税の申告については、通常総会の開催を事業年度終了後3ヶ月以内に招集する旨の定款規定により、法人税及び地方税同様に「1ヶ月納税期限の延長による3ヶ月以内の申告延長の措置」を講ずること。
- (13) 受領書及び領収書に係る印紙税の廃止若しくは非課税金額を大幅に引き上げること(現行30,000円未満:非課税)。
- (14) 特殊支配同族会社の役員報酬に係る損金不算入制度

平成18年度税制改正で導入された同制度については、平成19年4月1日以後に開始する事業年度から適用除外基準である基準所得金額が1600万円(従前800万円)に引き上げられ、基準がやや緩和されたものの、多くの中小企業に過重な増税を強いており、早期に廃止若しくは同同族会社の要件を緩和すること。

『県に対する要望事項』

12. 地域振興支援の拡充強化

県内中小企業等が更なる発展及び地域の産業振興が図られるよう、以下の地域振興支援を拡充強化すること。

- (1) まちづくりの推進(中心市街地活性化への支援等)
- (2) 官公需(一層の地元優先発注等)
- (3) 金融対策(信用保証協会への財政支援等)
- (4) 観光(全県的な観光資源開発の促進等等)
- (5) 県産品の普及向上(「地産地消」の一層強力な推進策等)
- (6) リサイクル材の活用推進
- (7) 中央会事業費の確保

【 中小企業活力強化・地域経済活性化に関する特別決議 】

1. 中小企業対策予算の拡充
2. 事業承継円滑化など中小企業関連税制の改革
3. 地域産業振興施策の充実と道路網整備の推進
4. コンパクトで賑わいあふれるまちづくりの推進

第 33 回 中小企業団体岩手県大会

受賞者のご紹介

～ 栄えある受賞おめでとうございます～

～ 岩手県商工業表彰～

団体（3 組合）

岩手県鉄構工業協同組合 理事長 小山田 周右
東磐井中央自動車協業組合 理事長 伊藤 實穂
遠野木材加工事業協同組合 理事長 松田 孝

個人（4 名）

久慈 浩 岩手県酒造協同組合 理事長
眞瀬 静 いわて医師協同組合 理事長
村井 晃 協同組合日専連盛岡 理事長
佐香 英一 宮古市末広町商店街振興組合 理事長

～ 大 会 表 彰～

優良組合・青年部（5 組合・2 青年部）

山田町特産品販売協同組合 理事長 豊間根 章一
協同組合盛岡エルピーガス防災センター 理事長 長野 壽美
協同組合宮古ファーマシー 理事長 熊谷 壯一郎
協同組合ライフサポートかまいし 理事長 八幡 徹也
岩手県生コンクリート協同組合連合会 理事長 阿部 典夫

協同組合日専連宮古青年会 会長 和山 泰
釜石水産物商業協同組合青年部 部長 永野 泰邦

組合功労者（役員の一部）（41 名）

吉田 清蔵 岩手県室内装飾事業協同組合 副理事長
及川 讓 岩手県自動車車体整備協同組合 理事長
高橋 修市 岩手県再生資源商工組合 理事
清水 稔 物流ネットワークオール岩手協同組合 監事
伊藤 勢至 宮古市水道工事業協同組合 顧問
茂市 敏之 宮古市水道工事業協同組合 顧問
晴山 祐一 岩手県塗装工業組合 理事
小林 清之 岩手県金属工業協同組合 副理事長
伊藤 吉守 岩手県コンクリート製品協同組合 専務理事
上部 徳也 陸前高田商業振興協同組合 理事
塚根 弘士 二戸電気工事業協同組合 理事
石川 保文 釜石市水道工事業協同組合 理事長
齋藤 政四郎 岩手県鉄構工業協同組合 監事
松田 博明 岩手県電気工事業工業組合 副理事長
及川 清 水沢鋳物工業協同組合 副理事長
高橋 伸明 協同組合江釣子ショッピングセンター 理事
菊池 充 協同組合江釣子ショッピングセンター 理事
府金 武一 岩手町商業協同組合 理事
東 龍男 釜石鮮魚出荷協同組合 理事
高橋 保 岩手県中古自動車販売商工組合 理事長
高橋 賢孝 岩手県豊工業組合 専務理事

久保田 明利 岩手県南建設業協同組合 常務理事
主浜 勇 岩手県電機商業組合 理事長
佐々木 国志 岩手県電機商業組合 理事
山口 和久 協同組合花巻総合卸センター 監事
藤井 秀悦 協同組合花巻総合卸センター 理事
立花 悟 岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事
菅原 勇一 岩手県自動車整備商工組合 副理事長
杉山 正 岩手県自動車整備商工組合 理事
小島 公平 大東町商業協同組合 理事
小田嶋 定衛 石鳥谷管工事業協同組合 理事
岡田 幸重 石鳥谷管工事業協同組合 常務理事
中谷地 敏一 協同組合矢巾商業開発 副理事長
内村 忠雄 協同組合矢巾商業開発 副理事長
日影 徳三郎 協同組合一戸ショッピングセンター 監事
西向 達男 協同組合一戸ショッピングセンター 監事
渡辺 征彦 岩手県鋳金工業組合 副理事長
菊池 和子 企業組合夢咲き茶屋 理事長
豊岡 卓司 盛岡市肴町商店街振興組合 理事長
西村 信次 盛岡工業団地協同組合 理事
小山田 浩之 盛岡工業団地協同組合 監事

組合功労者（職員の一部）（10 名）

川村 進一 岩手県総合建設業協同組合 営業課長
関 薫 岩手県総合建設業協同組合 総務係長
山内 千枝子 岩手県電気工事業工業組合 宮古支部職員
阿部 郁子 協同組合江釣子ショッピングセンター 職員
小原 恵 協同組合江釣子ショッピングセンター 職員

川代 すが子 岩手県生コンクリート工業組合 技手
桜庭 京子 岩手県生コンクリート工業組合 主任
北川 克己 岩手県自動車整備商工組合 経理係長
菅原 章雄 協同組合矢巾商業開発 事務局長
猪越 文子 協同組合矢巾商業開発 事務局次長



減価償却制度が改正されました！

平成 19 年度税制改正により減価償却制度が抜本的に見直されたことは、ご存知だと思います。本誌 5 月号の組合運営 Q & A でも触れましたが、今回は、改正の内容をもう少し詳細に紹介します。

< 改正の概要 >

(1) 償却限度額及び残存価額の廃止

平成 19 年 4 月 1 日以降に取得された減価償却資産

償却限度額及び残存価額が廃止され耐用年数経過時点で「残存価額 1 円 (備忘価額)」まで償却できるようになりました。

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された減価償却資産

取得価額の 95% 相当額 (従前の償却可能限度額) まで償却した後、翌事業年度以後 5 年間で残存価額 1 円まで均等償却できるようになりました。

【算式】

償却限度額 = [取得価額 - (取得価額の 95% 相当額) - 1 円] × 償却を行う事業年度の月数 ÷ 60

(2) 新たな定率法の導入

新たな定率法の導入によって、定額法の償却率の原則 2.5 倍に設定された「定率法の償却率」が適用され、従前の制度に比して、早い段階において多額の償却を行うことが可能になりました

【償却率の例】

耐用年数	定額法 (従来通り)	定率法	
		(改正前)	(改正後)
2 年	0.500	0.684	1.000
5 年	0.200	0.369	0.500
10 年	0.100	0.206	0.250

また定率法により計算した減価償却限度額が、減価償却資産の取得価額に当該資産の耐用年数に応じた保証率を乗じて計算した償却保証額を下回るときに、償却方法を定率法から定額法に切り替えて、減価償却限度額を計算することになりました。

【定率法計算例】 取得価額 1,000,000 円、耐用年数 10 年の場合

定率法の償却率 0.250、保証率 0.04448、改定償却率 0.334

経過年数	期首帳簿価額 (A)	定率法の償却額 (A × 0.250)	償却保証額 (取得価額 × 保証率) (A × 0.04448)	定額法転換後の償却額 (転換時の帳簿価額 × 改定償却率)	償却限度額
1 年	1,000,000	250,000	44,480	-	250,000
2 年	750,000	187,500	"	-	187,500
3 年	562,500	140,625	"	-	140,625
4 年	421,875	105,468	"	-	105,468
5 年	316,407	79,101	"	-	79,101
6 年	237,306	59,326	"	-	59,326
7 年	177,980	44,495	"	-	44,495
8 年	133,485	-	"	44,583	44,583
9 年	88,902	-	"	44,583	44,583
10 年	44,319	-	"	(44,583)	44,318

定率法での償却額が償却保証額に満たないこととなる 8 年目以降の各年は、転換時 (8 年目) の期首帳簿価額に改定償却率を乗じた金額 44,583 円が償却限度額となり、10 年目において、残存価額 1 円まで償却できます。

地域資源活用企業化コーディネート活動支援事業のご紹介

先般、中小企業基盤整備機構が募集を行っていた「地域資源活用企業化コーディネート活動支援事業」の平成19年度第1回の交付が決定いたしました。

「地域資源活用企業化コーディネート活動支援事業」とは、地域資源を活用した新たな取り組みの掘り起こしや地域資源の価値の向上を図ることを目的とし、地域の中小企業や支援機関が自ら実施する活動に対して支援を行うものです。

国の「中小企業地域資源活用プログラム」(本誌2007/4号参照)では、域外市場を狙った新商品等の開発・事業化に対する支援を行っておりますが、当事業はその前段階としての地域中小企業と外部人材とのコーディネート活動の支援を狙いとしております。

今回の採択件数は41件(43事業)となっており、(応募総数は203件、応募倍率は約5倍)岩手県からは本会が応募した事業1件が採択をいただきました。

以下、本会採択事業の概要と他県の採択テーマの例をご紹介します。

採択事業名	地域提案型観光ビジネス・モデル研究事業
事業テーマ	岩手県沿岸地域の観光資源を活用した海と山のコラボレーションによる新たな着地型(地域提案型)観光ビジネス・モデルの研究について
事業内容	<p>岩手県沿岸の地域資源を活用し、観光を機軸に新たなビジネス・モデルの可能性について研究会を立ち上げ、新商品・サービス等の開発を目指す。特に、ローカル線「三陸鉄道」を地域資源(ブランド)としてとらえ、鉄道を拠点として、観光商品や地域食材、土産物品等の振興を図る新しいビジネス・モデルの研究を行う。</p> <p>消費者調査・・・アンケート調査等を実施し、マーケティング・コンセプトを設定</p> <p>資源調査研究・・・グリーンツーリズム、農林水産物流通システム、旅行流通・交通システム、地域の食品加工製品・商品の4つのテーマについて研究会を編成し新商品・サービスの開発案を策定</p> <p>価値連鎖研究・・・観光関連産業連携システムの策定</p> <p>ビジョン研究・・・地域提案型観光産業連携ビジネスモデルの策定</p>

～他県の採択事業テーマの抜粋～

四条大宮商店街振興組合	京都府	「西の鯖街道」における『古代ロマン』をテーマとした集客・サービスの創出事業
広島県中小企業団体中央会	広島県	三倍体牡蠣を冬季以外の季節に日常食として提供するための新サービスの開発
三条商工会議所	新潟県	世界に発信する三条鍛冶ブランド化プロジェクト事業
協同組合ギルダ横浜	神奈川県	和服と横浜スカーフと地場服飾小物類とのコラボレーション
久万高原町商工会	愛媛県	香味野菜の新たな活用策に関する調査研究事業
青森県中小企業団体中央会	青森県	青森県南ニンニクを用いた加工食品の開発 産地と消費地の連携による八戸産サバのブランド化モデル構築事業

【「中小企業の財務指標」の概要について】

「中小企業の財務指標」の概要について（平成17年1月～12月決算期データ）

～第1回～

中小企業庁では毎年中小企業の経営活動の実態を把握し、中小企業の経営戦略の立案や中小企業の診断・助言に資するため、中小企業の決算データをもとに財務指標を作成しています。

今回は、822,647社の決算書（平成17年1月～12月決算期分）をもとに作成された財務指標の概要から、全産業での概況について掲載します。なお、次号以降では、日本産業分類（大分類）の業種ごとにその要旨をご紹介します。（以下、中小企業庁HPより抜粋）

<概況（全産業）>

同一企業におけるここ3年の各種指標の変化、従業員の規模別に見た各種指標の比較をまず行った。

3年間の推移（業種内同一企業）

過去3年間の決算データの入手が可能な企業（620,875社）に絞って、過去3年間の各種指標の推移を整理した。

指 標	15年	16年	17年
総資本経常利益率（％）	1.5	1.8	1.5
総資本当期純利益率（ROA）（％）	0.8	0.9	0.7
売上高総利益率（％）	35.5	35.3	35.1
売上高営業利益率（％）	1.1	1.4	1.2
売上高経常利益率（％）	1.0	1.2	1.0
総資本回転率（回）	1.4	1.4	1.4
流動比率（％）	123.4	126.1	129.4
自己資本比率（％）	15.3	15.4	14.8
営業CF対有利子負債比率（％）	2.1	3.4	3.4

a) 収益性

収益性を見ると、平成17年の利益率は平成16年に比べて全般的に悪化している。

資産と損益の関係から収益性を評価する指標である総資本経常利益率は、平成17年に1.5%となっており、平成16年と比べて低下し、平成15年と同じ水準となっている。ここで、総資本経常利益率は売上高経常利益率と総資本回転率の積と一致することから、売上高経常利益率と総資本回転率の2つの指標に要因分解して検討してみよう。平成17年の売上高経常利益率は、平成16年と比べて0.2%ポイント低下している一方、総資本回転率は両年とも1.4回で変化がない。したがって、資産の効率性（資産の売上高獲得力）には変化がなく、平成17年は平成16年に比べて売上高経常利益率が悪化したことに伴って資産の収益性も悪化したといえる。

b) 安全性

安全性を見ると、短期的な安全性を評価する指標である流動比率が2年連続で上昇する一方、自己資本比率は平成15年・平成16年に比べて低下している。

具体的には、流動比率が平成15年の123.4%から平成17年の129.4%へと、概ね年3%ポイントずつ上昇している。一方、自己資本比率は、平成15年の15.3%から平成16年の15.4%へとわずかに上昇した後、平成17年に14.8%へと低下し、平成16年と比べて0.6%ポイントの低下となっている。自己資本比率は、ほとんどの産業で低下しているが、小売業（9.4% 8.4%）、飲食・宿泊業（4.3% 2.6%）の低下が目立つ。

従業員規模別（平成17年）

企業を従業員の規模別に4つに分け、それぞれの規模の企業において生じているばらつきを見てみた。

収益性を総合的に判断する指標である総資本経常利益率は、従業員数の規模が大きくなるにつれ、高い値となっていることがわかる。ここで、総資本経常利益率を売上高経常利益率と総資本回転率に分解して見ると、総資本回転率には違いがあまりないが、売上高経常利益率は、従業員数が増加するにつれて上昇している。また、製造業のように一般的に従業員数が多く、売上総利益率が低い（売上原価率が高く、販売費及び一般管理費比率が低い）業種もあれば、サービス業のように一般的には従業員数が少なく、売上高総利益率の高い（売上原価率が低く、販売費及び一般管理費比率が高い）業種もある。したがって、各業種での売上高利益率等を勘案した分析が必要である。

安全性について、短期的な安全性を表す流動比率を見ると、従業員数21～50人の規模で146.1%と最も高くなっている。また、資本の安全性を示す自己資本比率は、従業員規模が拡大するにつれて上昇しており、5人以下が9.1%で最小値、51人以上が24.7%で最大値となっている。従業員規模が小さいほど自己資本が小さく、経営の安全性が低いといえる。

指 標	5人 以下	6～ 20人	21～ 50人	51人 以上
総資本経常利益率(%)	1.3	1.7	2.3	3.1
総資本当期純利益率(ROA)(%)	0.7	0.9	1.1	1.4
売上高総利益率(%)	42.3	37.3	34.1	30.6
売上高営業利益率(%)	1.0	1.2	1.7	2.3
売上高経常利益率(%)	0.8	1.1	1.6	2.2
総資本回転率(回)	1.5	1.5	1.4	1.4
流動比率(%)	127.8	144.4	146.1	144.3
自己資本比率(%)	9.1	16.5	21.9	24.7
営業CF対有利子負債比率(%)	2.1	3.0	4.4	6.5

売上高等の実数値の推移

利用可能なデータに制約があるため、実数値の分析は、93,577社について行った。

(単位：千円)

項 目	15年	16年	15 - 16 増減率	17年	16 - 17 増減率
売上高	1,102,412	1,143,778	3.8%	1,193,928	4.4%
経常利益	24,312	28,868	18.7%	31,394	8.8%
当期純利益	8,961	12,017	34.1%	12,684	5.6%
営業CF	31,718	29,632	6.6%	26,041	12.1%

平成17年の売上高、経常利益、当期純利益は、平成16年に比して、それぞれ、4.4%、8.8%、5.6%増加しており、着実な成長が見受けられる。

また、平成17年の売上高の増加率は平成16年の増加率(3.8%)と比較して大きくなっており、景気回復を受けて、増収増益といった状況が続いていると考えられる。経常利益、当期純利益については上昇率は鈍化しているものの、実数は着実に増加しており、企業の安定的な成長がうかがえる。一方、営業CFは減少傾向にあるため、資産、費用構造の見直しを行い、より一層の資金効率的な経営を行う必要があるといえる。

- 各指標の算定式 -

総資本経常利益率(%) : 経常利益 / 総資本 (総資産) × 100

総資本当期純利益率(ROA)(%) : 当期純利益 / 総資本 (総資産) × 100

売上高総利益率(%) : 売上総利益 / 売上高 × 100

売上高営業利益率(%) : 営業利益 / 売上高 × 100

売上高経常利益率(%) : 経常利益 / 売上高 × 100

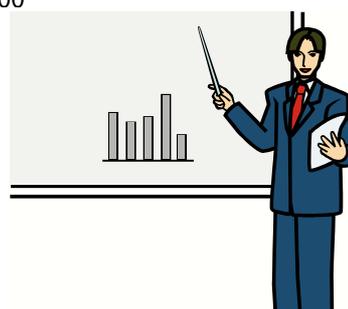
総資本回転率(回) : 売上高 / 総資本 (総資産)

流動比率(%) : 流動資産 / 流動負債 × 100

自己資本比率(%) : 自己資本 / 総資本 (総資産) × 100

営業CF対有利子負債比率(%) : 営業キャッシュフロー / 有利子負債 × 100

総資本 : 資本 + 負債



～ 組合運営Q & A ～

本欄では、組合を運営していく上で生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えします。

Q , 事業協同組合は組合員たる株式会社の株式を取得することができますか？

A , 利殖事業として株式を所有することは、組合の事業目的を逸脱することになりますが、組合が組合事業の遂行に益する関連機関の株式を所有すること及び余裕金を管理する一方法として安全有利な株式を所有することは可能です。

ただし、組合法改正により、組合員数 1,000 人を超える組合においては、資産の運用先に制限が設けられることになりました。運用が可能なものとしては、預貯金、国債、地方債、一定の安全性が確保された有価証券となります。詳細は省令等をご覧ください。特に株式については、上場株式のみが運用先として規定されており、組合出資の株式会社がある場合（ ）などはこの規定に抵触することになりますので対応が必要になります。

() 改正法経過措置により、平成 19 年 4 月 1 日の時点の保有資産が、法令で認められない場合であっても、3 年間は保有することが可能となっています。

【組織化動向】

<p>奥州市水道工事業協同組合</p> <p>平成 18 年に胆江地区 5 市町村が合併し奥州市が誕生したことを契機に、地区内の指定工事業者が集まり、奥州市水道部の給水装置工事に、資材共同購買、工事・業務委託の共同受注、各種情報の共有・発信等を実施することで、組合員の経営の合理化を促進する。</p>	住所	奥州市水沢区秋葉町 114 番地 1		
	TEL	0197-23-8228		
	理事長	紺野 正明	出資金	780 万円
	設立認可	H19.10.9	設立登記	H19.10.17
	地区	奥州市	組合員	39 名
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事務代行業業 ・機器共同利用事業 ・水道施設の維持管理業務等の受託 ・共同購買事業 		

【会員動向】

盛岡中央工業団地(協)	盛岡中央工業団地(協)団地まつり開催	9 / 1
	本年度で第 16 回を数える、盛岡中央工業団地まつり『生活創造祭』が開催された。本年も多くの家族連れで賑わい、盛大に開催された。	
盛岡テクノパーク(協)	盛岡テクノパーク企業団地竣工式	9 / 10
	盛岡テクノパーク協同組合が開発主体となって進められていた、「盛岡テクノパーク企業団地」の造成工事がこの度完了し、竣工式が 9 月 10 日、同市東黒石野の現地で行われた。竣工式には、組合関係者のほか、谷藤盛岡市長はじめ関係・支援機関より約 50 人が出席し、神事が行なわれた。	
盛岡駅前商業研究会	盛岡駅前商業研究会 30 周年記念式典開催	9 / 18
	本年度で創立 30 周年を迎えた盛岡駅前商業研究会の記念式典が開催され、多数の出席者のもと盛会裏に開催された。	

【「岩手県小口事業資金小規模小口資金」のご案内】

「岩手県小口事業資金小規模小口資金」のご案内

平成 19 年 10 月から、小規模企業の資金需要に対応する資金として創設！
～ 本会等から推薦を受けた場合は、保証料率が 0.05%割引～

1. 貸付対象者

県内に事業所を有する者のうち、次に掲げる信用保険法第 2 条第 2 項のいずれかに該当する小規模事業者。

- (1) 常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 5 人）以下の会社及び個人であって、信用保険法施行例第 1 条第 1 項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの
- (2) 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の 3 分の 2 以上が特定事業を行うものであるもの
- (3) 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が 20 人以下のもの
- (4) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が 20 人以下のもの
- (5) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が 20 人以下のもの
（（1）から（4）に掲げるものを除く。）

2. 貸付条件

資金用途：設備資金・運転資金

貸付限度額：1,250 万円以内

ただし、既存の保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で 1,250 万円の範囲内となる新規の保証に限ります。

貸付期間：設備資金 7 年以内（据置期間 1 年以内）、運転資金 5 年以内（据置期間 1 年以内）

貸付利率：貸付期間 3 年以内 年 2.25%以内、貸付期間 3 年超 7 年以内 年 2.45%以内

担保：不要

保証人：原則として法人における代表者を除き不要

信用保証：岩手県信用保証協会の信用保証（「小口零細企業保証制度」）を付ける。この場合の保証料率は、年 0.45%～1.5%。セーフティネット保証の場合は年 0.7%。

区分									
料率	1.50%	1.35%	1.20%	1.10%	0.95%	0.80%	0.80%	0.60%	0.45%

商工会、商工会議所又は本会から推薦を受けた場合は、0.05%の割引を実施

その他、各種割引あり

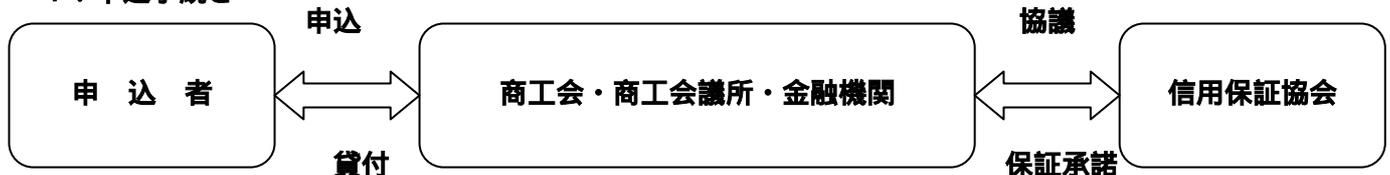
市町村の補給：次の市町村において、利子等の補給を行なっています。補給内容については、各市町村の商工担当へお問合せ願います。

【市町村名】盛岡市、釜石市、陸前高田市、遠野市、金ヶ崎町、山田町、九戸村

3. 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫

4. 申込手続き



5. お問い合わせ先

上記金融機関、市町村商工担当、お近くの商工会議所、商工会又は商工会連合会、岩手県信用保証協会又は各支所、県南広域振興局経営企画部、各地方振興局企画総務部、県庁商工労働観光部経営支援課

雇用対策法が改正されました ～募集・採用時の年齢制限は禁止です！～

雇用対策法が改正され、平成 19 年 10 月から、事業主は労働者の募集及び採用について、年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならないこととされ、**年齢制限の禁止が義務化**されました。

(1) 改正の内容

これまで、募集及び採用にかかる年齢制限の緩和については努力義務とされてきましたが、改正雇用対策法第 10 条によって、事業主の責務として**労働者の募集及び採用について年齢にかかわらず均等な機会を与えるよう年齢制限が禁止**されることとなりました。

また、合理的な理由があって例外的に年齢制限が認められる場合について厚生労働省令に規定されました

【例外的に年齢制限が認められる場合】

事業主が、その雇用する労働者の定年の定めをしている場合において当該定年の年齢を下回ることを条件として労働者の募集及び採用を行うとき。

事業主が、労働基準法その他法令により、特定の年齢の範囲に属する労働者の就業等が禁止又は制限されている業務について、当該年齢の範囲の労働者以外の労働者の募集及び採用を行なうとき。

事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限度のものとする観点から見て合理的な制限である場合として次のいずれかに該当するとき

イ 長期間の継続勤務による職務に必要な能力の開発及び向上を図ることを目的として、青少年その他特定の年齢を下回る労働者の募集及び採用を行なうとき

ロ 当該事業主が雇用する特定の年齢の範囲の特定の職種の労働者の数が相当程度少ないものとして厚生労働大臣が定める条件に適合する場合において、当該職種の業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の継承を図ることを目的として、特定労働者の募集及び採用を行なうとき

ハ 芸術又は芸能の分野に於ける表現の真実性を確保するために特定の年齢の範囲の労働者の募集及び採用を行なうとき

ニ 高年齢者の雇用の促進を目的として、特定の年齢以上の高年齢者（60 歳以上のものに限る。）である労働者の募集及び採用を行うとき、又は特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進するため、当該特定の年齢の範囲の労働者の募集及び採用を行なうとき

(2) 年齢制限を設ける場合における理由の提示について

事業主は、労働者の募集及び採用を行なうに当たって、やむを得ない理由により年齢制限をする場合には、求職者、公共職業安定所、職業紹介事業者等に対して、その個別具体的な理由を書面や電子媒体により提示することが義務付けられています。

詳細等につきましては、岩手労働局又は、公共職業安定所へお問い合わせください。

東北経済産業局より「調査票提出促進運動」へのご協力のお願い ～統計でわかるわが町 わが社会～

経済産業省では、商工鉱業に関する様々な統計調査を実施しております。その結果は、我が国の経済・産業活動の動向の把握や行政政策のための基礎資料として、広く各方面に利用されているとともに、その重要性もますます高まってきております。このため、毎年 10 月 18 日の「統計の日」を中心に 9 月から 11 月までの 3 ヶ月間にわたり「調査票提出促進運動」を実施し、統計調査の対象事業所から「正確な調査票」を「所定の期日まで」に提出していただくよう働きかけております。

つきましては、この運動の趣旨を十分御理解の上、今後とも一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

総務省統計局より「平成 19 年全国物価統計調査」へのご協力のお願い

総務省統計局では平成 19 年 11 月 21 日現在で、平成 19 年全国物価統計調査が全国一斉に実施いたします。県内では下記の 14 市町村で実施されます。

この調査は、消費者が購入する主な商品の販売価格やサービス料金などを調査し、これらの価格や料金を店舗の業態や規模、販売方法別などにとらえ、物価の店舗間格差、銘柄間格差、地域間格差などを明らかにするものです。公表される結果については、物価対策を初め、各種行政施策の基礎資料として、幅広く活用されております。

つきましては、調査の実施に当たりまして、知事により任命された調査員が 11 月上旬から各事業を訪問し、調査票への記入をお願いし、また、市町村職員が電話でサービス料金等を問い合わせいたしますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【実施市町村】

盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、滝沢村、金ケ崎町、岩泉町、一戸町



景況感の低迷続く(平成19年8月)

全体の概要

8月は記録的な猛暑となったが、商店街や卸・小売業等多くの非製造業では、郊外大型店の影響や消費の抑制等により、依然、売上高の減少や収益の悪化が目立った。一方、製造業の多くも燃料費や原材料価格の高止まりやコストダウン要請等により収益性を悪化させている。全体の景況DI値も46と依然低水準のままであり、県内中小企業の経営環境は総じて厳しい状況が続いている。

主な業界及び地域組合等の動向

パ ン 製 造 業

夏休みも終了し、給食部門は再開した。リテール(小売り)部門の下降は折り込み済みだが、予想より低い。一般的には、今夏の異常気象とミートホープ、中国の食材事件も影響が無いとは言えない。今後の食材の総値上げ通知や燃料の値上げなどの影響が心配される。

漬 物 製 造 業

猛暑で夏野菜の高値が続き、前月同様浅漬・古漬けとも好調な荷動きであった。ただ、原料胡瓜の不作により、夏以後の原料価格に不安材料を残し、また、中国原料の風評被害が特に漬物業界に目立った。

木 材 ・ 木 製 品 製 造 業

住宅着工が伸び悩み、製材品が思うようにはけない。一部製材所では、原木在庫を多くかかえている。

鉄 鋼 ・ 金 属 製 造 業

資材及び副資材の値上がりにより、収益状況が悪化している。県内工事件数自体は少なくはない。

水 産 物 卸 売 業 (盛 岡 市)

8月の水産物取扱高は取扱量で1,847トン(前年同月比10.5%減)。取扱金額では1,512百万円(前年同月比10.0%減)となった。特に中国産うなぎ問題もあり、今年の丑の日の売上げは、国産物だけは良

かったものの、外国産は、全く低調だった。例年の6~8月の取扱高に比べ今年是一段と厳しい状況となった。

各 種 商 品 小 売 業 (大 船 渡 市)

今盆商戦ということで、例年、早朝開店、閉店時間延長等実施しているが、最近盆の賑わいが無くなりつつある。生活スタイルの変化が、影響しているのかも知れない。

商 店 街 (盛 岡 市)

8月1~4日のさんさ踊りは、「どんと晴れ」と「太鼓演舞者のギネス記録」により来街者(観光客等)が多かったことで、賑わいと飲食業関連で大きな効果上げた。(但し、祭典中だけで、以後停滞)小売業関係では、相変わらず消費抑制と全般に来街者の減少が進み、売上げもやや減少している。

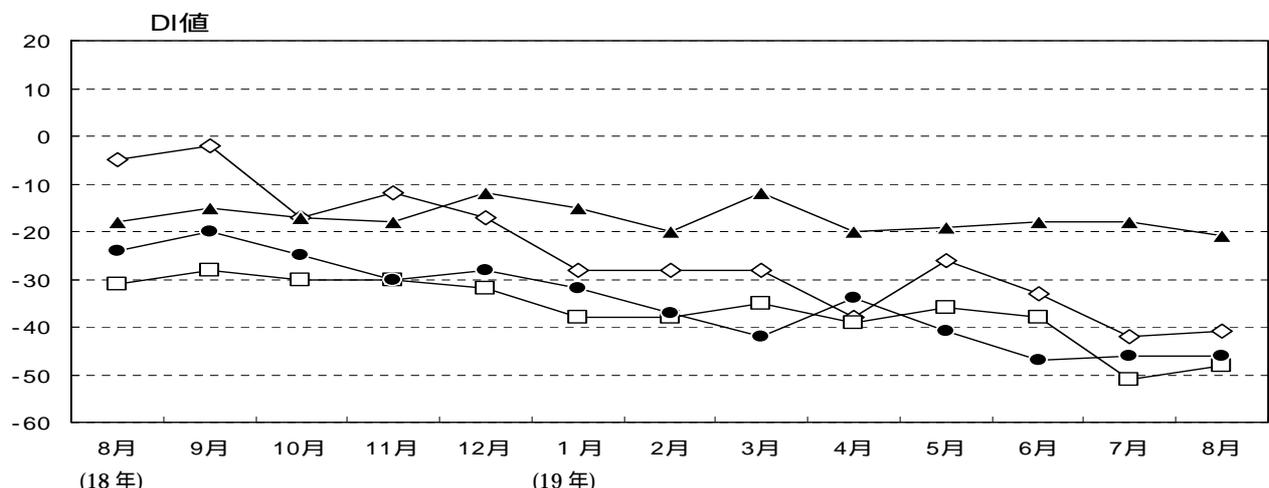
土 木 工 事 業 (盛 岡 市)

競争激化により、請負単価の低下が顕著。

道 路 旅 客 運 送 業 (矢 巾 町)

小型初乗り運賃を値下げしてから3ヶ月になるが、前月と同様に依然として収益は減少し、景況は悪化している。夏休み・お盆・行楽の時期であり、更に全国中学校水泳競技大会や自治労の定期大会など、大きな大会もあったが、その割には収益に結び付かなかった。

売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比DIの推移グラフ(平成18年8月~平成19年8月)



《 ...売上 ...収益 ...資金繰り ...景況》

エコ エコ
「いわてeco&ecoものづくり推進セミナー」開催のご案内

企業経営、とりわけ製造業においては、経営状況を改善するために、製品製造プロセスにおける材料費、加工費、設備償却費等のコスト削減策を見出すことが課題となっている企業が少なくありません。

一方、特に近年は社会的に CSR（企業の社会的責任）の向上が求められており、その対策として、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組むことが重要視されています。

このことから、県内企業における環境面と経済面、両面における事業活動の更なる発展を図るため、標記セミナーを下記のとおり県内3会場にて開催いたします。皆様の積極的なご参加を心からお待ちしております。

1. 開催スケジュール

開催地区	日時	場所
花巻	11月14日(水) 13:00~16:00	花巻市文化会館 中ホール
盛岡	11月15日(木) 13:00~16:00	岩手県自治会館 第1会議室
二戸	11月16日(金) 13:00~16:00	二戸市シビックセンター カルチャールーム

2. プログラム

時間	内容	講師等
13:00~13:05	開会	
13:05~14:05	講演 『環境と経済の両立について』	高橋 壽正 氏 (NPO 法人岩手県環境カウンセラー 協議会理事長)
14:05~14:15	休憩	
14:15~15:45	講演 『マテリアルフローコスト会計()について』	玉澤 早苗 氏 (財団法人社会経済生産性本部 コンサルティング部 シニア・プロデューサー)
15:45~16:00	岩手県による廃棄物削減支援策について	岩手県環境生活部資源循環推進課職員
16:00	閉会	

() 製品製造プロセスにおける資源のエネルギーのロスに着目して、そのロスに投入した経費を“負のコスト”として捉えることにより、総合的にコスト評価を行なう原価計算及び分析の手法。

3. 参加料

無 料

4. 申込方法

平成19年11月7日(水)までに、電子メール、ファックス又は電話等により、下記までお申込下さい。なお、お申込の際は、氏名、所属(会社名)、所属の所在地、連絡先電話番号、ご希望の会場名をお知らせ願います。

5. 申込・問合わせ先

岩手県中小企業団体中央会(担当:柳田)

TEL: 019-624-1363 FAX: 019-624-1266 E-mail: webmaster@ginga.or.jp

「平成 19 年度中小企業連携促進懇談会」開催のご案内

県内商工関係諸機関の方々に、県内中小企業等の業況、経営革新及び企業連携の事例や可能性等をお伺いし、中小企業組合及び企業間連携等を通じた、支援方策を探り、中小企業組合や組合員企業の経営力・競争力強化及び県内経済の活性化の一助とするため下記のとおり「平成 19 年度中小企業連携促進懇談会」を開催いたします。

県内商工関係諸機関皆様の多数のご参加をお願い申し上げます。お問合わせは本会連携支援部まで。

開催日	開催地区	会場	開始時刻
11月1日(木)	花北広域地区	ホテルグランシェール花巻	13:30~
11月2日(金)	二戸広域地区	二戸パークホテル	13:30~
11月8日(木)	釜石広域地区	釜石ベイシティホテル	13:30~
11月9日(金)	大船渡広域地区	大船渡プラザホテル	10:00~
11月13日(火)	宮古広域地区	(協)宮古市魚菜市场	13:30~
11月14日(水)	久慈広域地区	久慈グランドホテル	10:00~

【懇談テーマ】

『中小企業組合及び企業連携による経営力・競争力強化及び経営革新について』

(1) 中央会事業について

中小企業組合等への支援事業、支援事例の紹介
 中小企業組合の設立動向
 その他

(2) 意見交換・情報交換

中小企業組合、組合員企業等の業況について
 任意グループ、中小企業組合の経営革新、企業連携事例について
 施策を利用した中小企業活性化について
 その他

主要日誌 (9月1日~9月30日)

中央会主催事業

9/6 新連携支援制度説明会・相談会
 9/20 一関ウルトラD報告会
 9/26 第33回中小企業団体岩手県大会

関係機関・団体主催行事への出席等

9/6 (社)日本塗装工業会表彰式
 9/10 盛岡テクノパーク企業団地竣工式
 9/11 人で伸びる企業シンポジウム
 9/12 県産製材品販路拡大実践事業評価委員会
 岩手地方労働審議会
 第2回岩手県外国人留学生就職支援協議会

9/13 浄法寺漆認証制度検討幹事会
 花巻商工会議所60周年式典
 9/18 盛岡駅前商業研究会30周年記念式典
 9/19 最賃専門部会
 9/20 ビジネスグランプリ第一次審査会
 岩手県交通安全対策協議会
 9/21 ビジネスグランプリ第一次審査会
 9/25 雇用能力開発機構運営協議会
 9/27 商工中金事業転換推進事業説明会
 9/28 いわて産業振興センター貸付審査委員会
 9/29 自民党政策懇話会

資格試験にチャレンジ！！ **1組合1組合士を目指して**
平成18年度 中小企業組合検定試験問題 組合会計 (抜粋)

第1問(問1) 継続性の原則の次の文章中の□の中に、下記の語群の中から最も適切な語句を選んで、その記号を記入しなさい。
 組合会計は、その□1□及び□2□を毎期□3□して適用し、□4□に、これを□5□してはならない。

- 〔語群〕 A区分 B仕訳 Cみだり D科目 E気まま F常に G健全 H処理の原則
 Iかって J継続 K分類 L手続 M採用 N変更 O統一

第2問(問1) 次の説明に該当する勘定科目について、適切な語句を選んで、その記号を記入しなさい。
 1. 商品の受け渡し、用役の提供の前に手付金、内金として代金の全部または一部を支払った場合に生ずる債権の勘定。
 2. 金銭の融通によって生じる債権の勘定。
 3. 金銭の受け入れがあったが、その帰属する勘定科目または金額が未決定の場合に生ずる債務の勘定。
 4. 商品以外の物品等を売却した際に生ずる債権の勘定。
 5. 一時的な金銭の預かりを行った際に生ずる債務の勘定。

- 〔語群〕 A未収金 B未払金 C前渡金 D前受金 E貸付金 F借入金 G仮払金
 H仮受金 I立替金 J預り金 K売掛金 L買掛金

第3問(問1) 次に掲げた文章は、組合に関する税法の取扱いを述べたものである。文中の□の中に当てはまる語句を、記入しなさい。
 1. 法人税の取扱いでは、組合が、その有する金銭債権の貸倒れ、その他これに類する事由による損失の見込額として、各事業年度において□イ□経理により貸倒引当金勘定に繰入れた金額については、当該金額のうち、税法で定める金額に達するまでは□ロ□になる。
 2. 印紙税の取扱いでは、組合が組合員に発行する□ハ□及び組合員が組合に発行する□ニ□は非課税であるが、組合と組合員間の契約書は課税である。
 3. 消費税の取扱いでは、組合が組合員から受ける賦課金について、組合が組合員に対して行う□ホ□の提供等との間に明白な対価関係があるかどうかによって、資産の譲渡等の対価であるかどうかを判断するのであるが、その判断が困難なものについて、継続して組合が資産の譲渡等の対価に該当しないものとし、かつ、その賦課金を支払う組合員がその支払いを課税仕入れに該当しないこととしている場合には、資産の譲渡等の対価に該当しないものとして取扱われる。なお、この場合には、組合は組合員にその旨を通知するものとする。

資格試験にチャレンジ！！
1組合1組合士を目指して
 中小企業組合に従事する方々の資質向上を図るため、その職務に必要な知識に関する試験を行い、合格者には「中小企業組合士」の称号を与えます。

中小企業組合検定試験のご案内
 お申込み 〳切り済み
 試験日 12月2日(日)
 試験科目 組合制度・組合運営・組合会計

<解答>

<p>第1問</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>H</td><td>L</td><td>J</td><td>C</td><td>N</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	H	L	J	C	N	<p>第2問</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>C</td><td>E</td><td>H</td><td>A</td><td>J</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	C	E	H	A	J	<p>第3問</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>イ</td><td>ロ</td><td>ハ</td><td>ニ</td><td>ホ</td></tr> <tr><td>損金</td><td>損金</td><td>受取書</td><td>受取書</td><td>役務</td></tr> </table>	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	損金	損金	受取書	受取書	役務
1	2	3	4	5																												
H	L	J	C	N																												
1	2	3	4	5																												
C	E	H	A	J																												
イ	ロ	ハ	ニ	ホ																												
損金	損金	受取書	受取書	役務																												